

利用される皆様へ

6月1日からスポーツ庁の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき以下のとおりとしますので、事前によくお読みください。

【新型コロナウイルス感染防止策 チェックリスト】

利用者が遵守すべき事項

- 体調が良くない場合は、利用を見合わせる（発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
- 利用名簿に記入すること
- 施設の利用制限を守ること。（裏面のとおり）
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること（できるだけ持参する）
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離を確保すること（感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。スポーツ種目に関わらず、スポーツをしていない間も含む）
- 位置取り（歩く・走る等）は、前後一列に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 屋外であっても運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 終了時に、施設管理者の指示に従い清掃に協力すること（利用した器具、清掃モップの柄などの消毒） ぞうきんなどを持参すること
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

※以上のことを守れない場合、施設利用の中止、取消を行う場合があります。